

事 務 連 絡

令和 2 年 3 月 16 日

一般社団法人全国警備業協会

会長 中山 泰男 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた海外渡航に係る注意事項について

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、日本からの渡航者や日本人に対し、多くの国・地域で入国制限措置や入国後の行動制限措置がとられています。また、各国・地域の感染状況を踏まえ、渡航・滞在に当たって特に注意が必要と考えられる国・地域については、外務省から感染症危険情報を発出しているところです。

つきましては、貴団体及びその構成員におかれましても、まず、渡航先でとられている日本からの渡航者や日本人に課されている各種制限及び各国・地域について発出されている感染症危険情報について、外務省の海外安全ホームページで最新の情報を御確認いただきますようお願いいたします。

特に、感染症危険情報のレベル2（不要不急の渡航は止めてください。）が発出されている国・地域については、不要不急の渡航を控えていただくとともに、レベル3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））以上が発出されている国・地域については、渡航を控えていただくようよろしくお願いいたします。

また、感染症危険情報のレベル1（十分注意してください。）が発出されている国・地域についても、少なくとも3月末までの期間は、渡航の是非を慎重に判断してください。感染症危険情報が発出されていない国・地域については、それぞれ状況は異なるものの、感染が着実に広がっている場合がありますので、最新の情報の収集に努めていただきますようお願い申し上げます。その結果、渡航を行う場合であっても、防疫上必要な措置（マスクの着用、手洗いの徹底、不特定多数の集会の場を避けるなど）をとった上で実施するようお願いいたします。